

規制改革推進会議（農林WG）
会議資料

平成31年 3月19日
農林水産省

1. 農道における法律の適用及び規制の概要

- 農道に適用される法律は、「道路運送車両法」及び「道路交通法」。
- ※ 農道は、道路法における「道路」には該当せず、道路法の規制は適用されない。
- この他、農道管理者である市町村等が、条例等により車両の通行制限等の規定を設けている場合もある。

	道路法	道路運送車両法	道路交通法
管轄省庁	国土交通省	国土交通省	警察庁
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物積載状態で長さ、幅、高さ、重さ等を規制 (法第47条、車両制限令第3条) 抜粋 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の長さ、幅、高さ、重さ等を規制 (法第40条、保安基準第2条) ・自動車の装置に関する基準 (法第41条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・積載物の長さ、幅、高さ、重さ等を規制 (法第57条、施行令第22条)
特殊車両通行許可等手続	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者へ特殊車両通行許可の申請を行い許可証を得る (法第47条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方運輸局長に申請し、安全上、公害防止上支障がないとの認定を受ける (保安基準第55条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出発地を管轄する警察署に制限外積載許可申請書を提出し、許可を得る (法第57条)
農道への適用	適用されない	一般交通の用に供する農道に適用	一般交通の用に供する農道に適用

